

白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧																		
(経営の基本) 第2条 略 2 略 3 公共下水道事業の名称、計画処理区域面積及び計画処理人口は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>計画処理区域面積</th><th>計画処理人口</th></tr><tr><td>公共下水道(汚水)</td><td>1, 4 2 3ヘクタール</td><td>4万2, 3 0 0人</td></tr><tr><td>公共下水道(雨水)</td><td>1, 0 7 2ヘクタール</td><td>—</td></tr></table> 4 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	名称	計画処理区域面積	計画処理人口	公共下水道(汚水)	1, 4 2 3ヘクタール	4万2, 3 0 0人	公共下水道(雨水)	1, 0 7 2ヘクタール	—	(経営の基本) 第2条 略 2 略 3 公共下水道事業の名称、計画処理区域面積及び計画処理人口は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>計画処理区域面積</th><th>計画処理人口</th></tr><tr><td>公共下水道(汚水)</td><td>1, 0 7 2ヘクタール</td><td>3万4, 6 0 0人</td></tr><tr><td>公共下水道(雨水)</td><td>1, 0 7 2ヘクタール</td><td>—</td></tr></table> 4 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	名称	計画処理区域面積	計画処理人口	公共下水道(汚水)	1, 0 7 2ヘクタール	3万4, 6 0 0人	公共下水道(雨水)	1, 0 7 2ヘクタール	—
名称	計画処理区域面積	計画処理人口																	
公共下水道(汚水)	1, 4 2 3ヘクタール	4万2, 3 0 0人																	
公共下水道(雨水)	1, 0 7 2ヘクタール	—																	
名称	計画処理区域面積	計画処理人口																	
公共下水道(汚水)	1, 0 7 2ヘクタール	3万4, 6 0 0人																	
公共下水道(雨水)	1, 0 7 2ヘクタール	—																	